



税理士 村野憲一事務所

〒104-0061

東京都中央区銀座1-22-12

藤和銀座一丁目ビル5階

TEL 03-3561-3824

<http://www.murano-tax.com>

担当 香取

朝夕の寒さが増してまいりました。皆様方におかれましては益々ご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トピック 平成 30 年分以降の配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱い

平成 29 年度の税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱が変更されました。

(1) 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

- ①配偶者控除の控除額が改正されたほか、給与所得者の合計所得が 1,000 万円を超える場合には、適用が受けられないこととされました。(改正前：給与所得者の合計所得の制限無)。
- ②配偶者特別控除の控除額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が 38 万円超 123 万円以下とされました。(改正前：38 万円超 76 万円未満)。

(2) 配偶者控除及び配偶者特別控除額

		給与所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与所得者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
	100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
	110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	115万円超120万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
	120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
	123万円超	0円	0円	0円	2,015,999円超

(3) 最後に

38 万円の配偶者（特別）控除を受けるための配偶者の年収制限が「150 万円以下」に拡大されます。また年収が 103 万を超えていても「141 万円以下」なら、減額された配偶者特別控除が受けられますが、これも「2,015,999 円」に拡大されます。

ただ、本人の年収が「1120 万円超」だと控除できる額が減っていき、「1220 万円超」の場合は、配偶者（特別）控除が受けられなくなります。

以 上